

答申第18号
平成17年(2005年)3月30日

札幌市長 上田文雄様

札幌市個人情報保護審査会
会長 道幸哲也

札幌市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について(答申)

平成16年11月19日付け札中保福第11748号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「平成 年 月 日及び同年 月 日に 区 宅で行われた実態調査時に現場で記載した帳面並びに前回請求時に開示された勘案事項整理票の前に作成された整理票」の開示請求に対する個人情報不存在決定に係る異議申立て

1 審査会の結論

異議申立人の開示請求に係る「平成 年 月 日及び同年 月 日に 区 宅で行われた実態調査時に現場で記載した帳面並びに前回請求時に開示された勘案事項整理票の前に作成された整理票」について、実施機関がこれを不存在としたことは相当であります。

2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりです。

(1) 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成16年9月8日付けで札幌市個人情報保護条例（平成7年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、札幌市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 年 月 日及び同年 月 日に 区 宅で行われた実態調査時に現場で記載した帳面並びに前回請求時に開示された勘案事項整理票の前に作成された整理票」について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

(2) 不存在決定

本件請求に対し、実施機関は不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年9月16日付けで異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成16年10月12日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、札幌市長に対し異議申立てをした。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりです。

(1) 異議申立ての趣旨

実施機関が平成16年9月16日付けで通知を行った不存在決定処分を取り消し、全部を開示するとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

福祉援助のためのもっとも大切な事前評価を現場で直接記したものは、それ自体が公文書であるから、「調査結果をまとめた時点で処分した。」という通知書の内容は認められない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件情報」という。）は、本件請求に対し不存在とされた次の個人情報である。

「平成 年 月 日及び同年 月 日に 区 宅で行われた実態調査時に現場で記載した帳面並びに前回請求時に開示された勘案事項整理票の前に作成された整理票」

(2) 本件情報を不存在とする理由について

開示請求に係る対象文書の特定に関する調査及び関係職員への照会等を行った結果、開示請求に係る個人情報は、以下のとおり存在しないため、不存在決定処分を行った。

ア 「現場で記載した帳面」とは、調査を行う職員が、調査現場で居宅生活支援費支給決定（以下「支給決定」という。）を行うために必要な勘案事項整理票作成のための下書きをしたものを指すと考えられるが、当該下書きは、勘案事項整理票の作成のために、職員の自己の記憶を明確にするためのメモであり、職員の個人的な検討段階にとどまる資料であるため、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）といえず、公文書に該当しない。

また、完成した勘案事項整理票に調査内容が反映され、支給決定に必要な情報はすべて転記されているので、当該帳面は、勘案事項整理票の完成をもって破棄されたものである。

イ 「前回請求時に開示された勘案事項整理票の前に作成された整理票」とは、平成 年 月 日及び同年 月 日に 宅で行われた実態調査後に職員が下書きとして記入したもの（以下「下書き段階の整理票」という。）を指すと考えられるが、下書き段階の整理票も、支給決定に使用する勘案事項整理票を作成するために、職員の個人的な検討段階の情報を記入したものであり、上記アの帳面同様、公文書には該当せず、職員が支給決定に必要な情報をすべて勘案事項整理票に清書した後、勘案事項整理票の完成をもって破棄されたものである。

5 審査会の判断

(1) はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要があります。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する実施機関の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものであります。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る不存在決定の妥当性について検討することにいたします。

(2) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報は、本件請求に対して不存在とされた次の個人情報であると認められます。

「平成 年 月 日及び同年 月 日に 区 宅で行われた実態調査時に現場で記載した帳面並びに前回請求時に開示された勘案事項整理票の前に作成された整理票」

(3) 本件請求対象文書の公文書該当性について

条例第2条第5号において、公文書とは、「札幌市情報公開条例（平成

11年条例第41号)第2条第2号に規定する公文書をいう。」とされており、札幌市情報公開条例第2条第2号本文において、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められております。

ここでいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの(以下「組織共用文書」という。)を意味します。

したがって、職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、もっぱら自己の職務遂行の便宜のためにのみ使用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研鑽のための研究資料、備忘録等)は、組織共用文書に該当しません。

ア 札幌市情報公開条例第2条第2号本文前段該当性について

本件請求対象文書は、勘案事項整理票を作成するために実施機関の職員が作成した文書です。

勘案事項整理票とは、福祉サービスの利用希望者から支援費支給の申請書を受理した後、担当課において実態調査を行い、当該調査結果を整理して支援費の支給決定を行うために必要な事項について記入した帳票です。実施機関の職員が、支援費の支給決定を行うために必要な事項について実態調査を行った際に書き記したものが「現場で記載した帳面」であり、また、当該実態調査後に勘案事項整理票に記載すべき事項を下書きとして作成したものが「下書き段階の整理票」です。これらの文書については、いずれも実施機関の職員が職務上作成した文書であることが認められます。

イ 札幌市情報公開条例第2条第2号本文後段該当性について

本件請求対象文書のうち、「現場で記載した帳面」は、支援費の支給決定を行うために必要な事項について職員が書き記したものであり、そ

の用いられ方によっては公文書に該当する可能性をまったく否定できるものではありませんが、本件事案においては、当該文書は自己の記憶を明確にするために当該職員が書き留めた備忘録であり、当該職員の個人的な検討段階にとどまるものであるため、公文書に該当するとは認められません。

一方、「下書き段階の整理票」については、異議申立人からの意見聴取及び実施機関の説明により、係長を含む複数の職員が実態調査を行い、その記載内容についての確認作業を行った結果を記したものであり、異議申立人の求めに応じて当該「下書き段階の整理票」の写しを交付したことを確認しました。これらの事実を踏まえると、「下書き段階の整理票」は、実質的には組織としての共有文書の実態を備えているとみなすことも可能であり、公文書に該当しないとは言い切れません。

(4) 本件請求対象文書の存否について

札幌市公文書管理規則（平成12年規則第13号）第10条第2項第2号では、軽易な公文書であって1年以上の保存期間を定める必要がないものの保存期間は、当該文書に係る事案を遂行するうえで保存する必要があると文書管理責任者が認める期間と定められています。

したがって、本件請求対象文書のうち、「下書き段階の整理票」が公文書であったとしても、勘案事項整理票が完成したことにより保存する必要がなくなったものであると文書管理責任者が判断して廃棄した結果、本件開示請求時点に存在していなくても、特段の不合理・不自然な点はありません。

(5) 終りに

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断します。

6 審査会の審査経過

本件異議申立てについての当審査会の審査経過は、次表のとおりです。

年 月 日	審 査 経 過
平成16年11月19日	諮問書及び実施機関の個人情報不存理由説明書 を受理
平成16年12月17日	異議申立人の意見書を受理
平成16年12月22日 (第74回審査会)	審議(事案の経過・概要等)
平成17年1月12日 (第75回審査会)	異議申立人及び実施機関からの意見聴取
平成17年2月10日 (第76回審査会)	審議
平成17年3月3日 (第77回審査会)	審議
平成17年3月28日 (第78回審査会)	審議
平成17年3月30日	答申

(参考)

札幌市個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職	備 考
祖母井 里重子	弁護士	
加 藤 信 行	北海学園大学法学部教授	
常 本 照 樹	北海道大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
道 幸 哲 也	北海道大学大学院法学研究科教授	会 長
村 上 裕 章	北海道大学大学院法学研究科教授	